

生駒市公平委員会規則第2号

押印を求める手続の見直し等のための関係公平委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年12月13日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

押印を求める手続の見直し等のための関係公平委員会規則の整備に関する規則

(生駒市公平委員会議事規則の一部改正)

第1条 生駒市公平委員会議事規則(昭和41年9月生駒市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

(再就職者による依頼等に係る届出の手続に関する規則の一部改正)

第2条 再就職者による依頼等に係る届出の手続に関する規則(平成28年3月生駒市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第3条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和41年9月生駒市公平委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「措置の要求をしようとする職員が署名押印して」を削る。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第4条 不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和41年9月生駒市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「記載し、審査請求人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第7条第12項中「が記名押印しなければ」を「の氏名を記載しなければ」に改める。

第11条第2項中「委員各員」を「公平委員会」に改める。

第13条第4項中「、再審を請求しようとする者が記名押印して」を削る。

(生駒市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第5条 生駒市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成14年3月生駒市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「記載し、審査の請求をしようとする者（以下「審査請求人」という。）が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第3号中「審査請求人」を「審査の請求をしようとする者（第4項において「審査請求人」という。）」に改める。

(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第6条 職員団体の登録等に関する規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により提出されている様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式とみなす。